

民法相続法の改正が

相続実務に及ぼす影響と対策

法令出版

はじめに

私たち、トリニティグループは、法律の専門家として、日々多くのお客様の相続に対する問題や対策について相談を頂いています。

本書は、私たちのような法律の専門家の方々を始め、税務の専門家である税理士の方々や、相続に関する相談を受けることの多い、保険セールスマンや不動産業の方にお読み頂くことを想定して執筆しました。

今の世の中は、インターネットで検索をすれば、非常に多くの情報が手に入るため、お客様の中には、法律の知識や情報を非常に高いレベルで持っている方もいらっしゃいます。

そんな中で私どもに求められるものは、やはり、断片的な知識ではなく、体系的な法律への理解と、それを分かりやすく説明するコミュニケーションスキルであると日々感じています。

今回の民法改正は、大きく見ると、次の3つの視点があります。

① 被相続人の配偶者の権利を保護する方策

例) 配偶者居住権、特別受益の持ち戻し免除の推定等

② 遺言の作成を促進する方策

例) 遺言書保管法の制定、自筆証書遺言の要件緩和

③ 相続人を含む利害関係人の実質的公平や権利関係の法的安定を図るための方策

例) 遺留分に関する改正、相続と対抗要件の取り扱いの改正等

これらの論点を、司法書士・行政書士として我々が日々直面している問題を踏まえて、なるべく分かりやすく説明するよう心掛けました。

本書を手にとって頂いた方にとって、今回の民法改正の理解の一助になれば幸いです。

最後になりますが、この書籍を執筆するにあたって、法令出版株式会社の鎌田順雄氏、久保忍氏、JP コンサルタントの金子幸男氏、また、監修と一部の記事を執筆頂いた成田一正先生には、大変なご尽力を頂きました。心より感謝申し上げます。

令和元年12月

司法書士法人トリニティグループ
著者一同

目次

第1章 配偶者の権利を保護する配偶者居住権制度とは何か

第1節 配偶者居住権	2
改正のポイント	2
旧法の取扱いと課題	2
改正の内容	5
1 配偶者居住権の概要（成立要件と存続期間）	(5)
2 配偶者居住権の効力	(9)
3 配偶者居住権の消滅	(11)
4 配偶者居住権の登記	(12)
5 施行日と経過措置	(18)
実務への影響と対策	18
1 遺言で配偶者居住権を設定する場合の注意点	(18)
2 遺言を作成することができる時点	(18)
3 登記の必要性	(19)
第2節 配偶者居住権と税務の諸問題	20
1 相続税における配偶者居住権の 評価額と課税上の取扱い	(20)
2 配偶者居住権が設定されている建物の 敷地に係る小規模宅地等の特例の適用	(22)
3 配偶者居住権の消滅時等に生じる問題点	(22)
第3節 配偶者短期居住権	24
改正のポイント	24

旧法の取扱いと課題	24
改正の内容	26
1 配偶者短期居住権の概要 (26)	
2 配偶者短期居住権の効力 (28)	
3 配偶者短期居住権の消滅 (30)	
4 施行日と経過措置 (34)	
実務への影響と対策	34

第2章 遺産分割に関する改正

第1節 特別受益の持戻し免除の意思表示の

推定規定(903条4項)の創設	42
改正のポイント	42
はじめに	42
旧法の取扱いと課題	44
1 特別受益の「持戻し」(903条1項、2項) (44)	
2 持戻し「免除の意思表示」(903条3項) (50)	
3 旧法上の課題はあったのか (57)	
改正の内容	57
1 持戻し免除の意思表示の「推定規定」(903条4項) (57)	
2 「推定規定」の要件と効果 (58)	
3 施行日と経過措置 (61)	
実務への影響と対策	62

第2節 遺産分割前の預貯金の払戻し制度の創設等

(909条の2、家事事件手続法200条3項)	67
改正のポイント	67
旧法の取扱いと課題	67
1 可分債権の遺産分割における課題 (67)	

2 相続における預貯金債権の払戻しの取り扱いと課題 (70)	
改正の内容	71
1 909条の2の預貯金債権の払戻し制度 (71)	
2 家事事件手続法200条3項の仮分割の仮処分 (75)	
実務への影響と対策	77

第3節 一部分割の明確化(907条1項、2項)

改正のポイント	83
旧法の取扱いと課題	83
改正の内容	84
1 907条の概要 (84)	
2 施行日と経過措置 (86)	
実務への影響と対策	86

第4節 遺産分割前に遺産に属する財産が

処分された場合の遺産の範囲(906条の2)	92
改正のポイント	92
旧法の取扱いと課題	92
改正の内容	94
1 906条の2の概要 (94)	
2 論点 (95)	
3 施行日と経過措置 (96)	
4 具体例 (97)	
実務への影響と対策	100

第3章 遺言に関する改正

第1節 自筆証書遺言の方式緩和

106

改正のポイント	106
旧法の取扱いと課題	106
改正の内容	106
1 財産目録における自筆要件の緩和 (106)	
2 遺言書の訂正の方法 (110)	
実務への影響と対策	116
第2節 遺言書保管法	120
改正のポイント	120
旧法の取扱いと課題	120
改正の内容	120
1 自筆証書遺言の保管の申請 (120)	
2 遺言書保管官による保管 (122)	
3 閲覧・証明書交付請求 (124)	
4 遺言書の検認の適用除外 (125)	
実務への影響と対策	126
第3節 遺言執行者の権限の明確化	133
改正のポイント	133
旧法の取扱いと課題	133
改正の内容	135
1 相続人の代理人である旨の規定の改正 (135)	
2 相続させる旨の遺言があった時の権限の明確化 (135)	
3 復任の要件を緩和 (136)	
4 遺言執行者による遺言の内容の通知 (137)	
実務への影響と対策	138
1 遺留分侵害額請求の相手方 (138)	
2 相続人の調査義務 (138)	

第4章 遺留分に関する改正

第1節 遺留分減殺請求権の金銭債権化	144
改正のポイント	144
旧法の取扱いと課題	144
1 遺留分減殺請求権の効力 (物権的效果) (144)	
2 金銭による支払い (145)	
改正の内容	145
1 遺留分減殺請求権の効力の見直し (物権的效果から債権的效果へ) (145)	
2 遺留分侵害額請求権の効力及び法的性質 (148)	
3 受遺者又は受贈者の負担額 (150)	
4 裁判所による支払い期限の許与制度の新設 (151)	
5 施行日と経過措置 (152)	
実務への影響と対策	152
1 金銭債権化による共有状態の解消 (152)	
2 金銭債権化による資金対策の重要性の増加 (153)	
3 代物弁済における税金の取扱い (155)	
第2節 遺留分算定方法の見直し	157
改正のポイント	157
旧法の取扱いと課題	157
1 相続人に対する生前贈与の取扱い (157)	
2 負担付贈与の取り扱い (159)	
改正の内容	161
1 遺留分の算定方法の明文化 (161)	
2 遺留分侵害額の算定方法の明文化 (166)	
3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱い (168)	

4 施行日と経過措置 (169)	
実務への影響と対策	169

第5章 相続人と債権者の関係の明確化

第1節 積極財産の相続と対抗要件	176
改正のポイント	176
旧法の取扱いと課題	176
改正の内容	182
実務への影響と対策	187
第2節 消極財産の相続と債権者の権利行使	191
改正のポイント	191
旧法の取扱いと課題	191
改正の内容	192
実務への影響と対策	194

第6章 相続人以外の貢献者を守る

改正のポイント	200
旧法の取扱いと課題	200
改正の内容	200
実務への影響と対策	202

〈巻末資料〉 改正民法新旧対照表

第1章

配偶者の権利を保護する配偶者居住権制度とは何か

第1節 配偶者居住権

改正のポイント

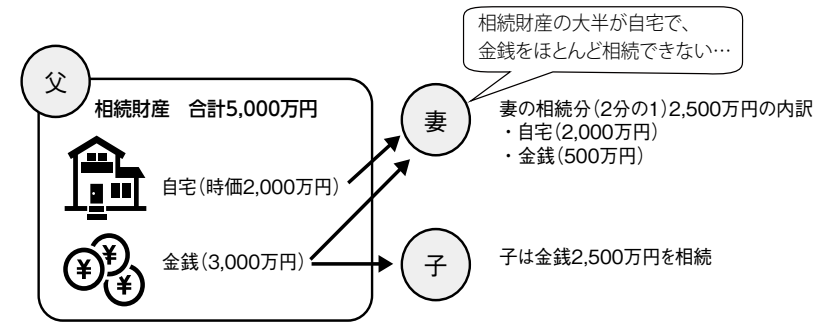
- ・ 配偶者の死亡時、生存配偶者に対して終身の間居住権
- ・ 配偶者居住権の成立方法は、①遺産分割協議、②遺産分割審判、③遺贈（又は死因贈与）の3つ
- ・ 登記することができる。譲渡は不可
- ・ 賃貸借に類似するが無償であり、相続人との契約なしに発生する法定の債権である
- ・ 施行日は、令和2年（2020年）4月1日である。また、遺贈により配偶者居住権を取得させるためには、施行日後に遺言を行う必要があるため注意が必要である

旧法の取扱いと課題

改正前の民法においては、配偶者の相続発生時、生存配偶者がこれまでどおりに居住建物での生活を継続することを望む場合、遺産分割において、当該不動産の所有権を取得することが一般的であると考えられていた。

多少の地域差はあるものの、一般的に、相続財産に占める居住不動産の割合は大きく、居住建物を生存配偶者が相続することで、その他の金銭や預貯金といった財産については、生存配偶者はほとんど取得できないことが多かった。

それによって、居住建物については取得したものの、その後の生活において金銭的に困窮してしまうケースも見られ、対策が求められていた。

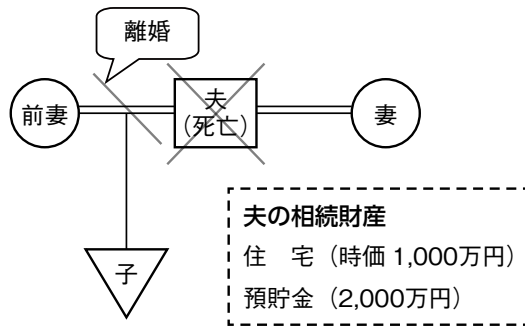


現行民法下で考えられていた対策としては、他の相続人が居住建物を相続し、生存配偶者はその相続人との間で建物賃貸借契約を締結し、これまでどおりの居住建物での生活を確保するといった手段もあったが、継続して賃料が発生してしまい、生存配偶者にとっては大きな負担となるため、根本的な改善とまではいえなかったのが現状である。

さらに、そもそも他の相続人との賃貸借契約が当然に締結されるという保証があるわけでもなく、対策としても不完全なものだったと言わざるを得ない。

上記の問題点をまとめると、次に掲げる2つが大きなポイントになるだろう。

- ① 一般的に生存配偶者は、これまでの居住建物に居住できないとなれば、精神的・経済的にも大きな負担がかかる可能性が高い。居住建物に住み続けられることが重要であり、居住建物の使用・収益さえできればよく、むしろ処分権までは必要がない。
- ② 加えて、預貯金や金銭もある程度相続しないと生活ができない。今後の生活資金も確保する必要がある。



例えば上図のような、相続人は妻と子供1人、遺産が住宅1,000万円、預貯金2,000万円である場合を考えてみる。

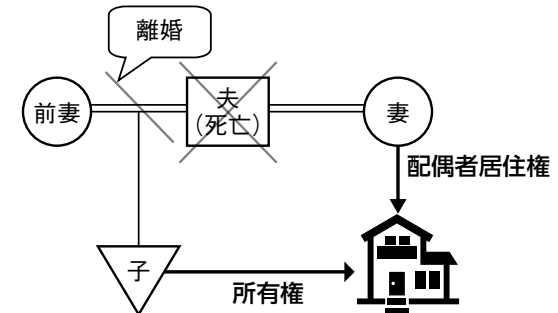
まず、現行法上、法定相続分は妻2分の1、子供2分の1なので、法定相続分により遺産を相続した場合、妻が1,000万円の住宅を相続すると、預貯金は500万円しか相続できない。

これでは妻の老後生活の生活資金が不足し、不安が残るケースが少なからず生ずる可能性がある。

そこで今回の改正は、上記の問題点に対応できる配偶者居住権という新たな権利を創設し、妻が居住建物の使用収益権である配偶者居住権を取得できるようにし、配偶者居住権が例えば500万円（この場合、配偶者居住権の負担付所有権は残額の500万円となる）であれば、妻は配偶者居住権により、居住建物に住み続けられる上に、金融資産である預貯金をさらに1,000万円相続することが可能になるというものである。

改正の内容

1 配偶者居住権の概要（成立要件と存続期間）



(1) 配偶者居住権とは

配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が、被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住しており、かつ、次のいずれかに該当する場合、その居住建物の全部について、無償で使用及び収益をすることができる権利である（新法1028条）。

- ① 遺産分割により、生存配偶者が配偶者居住権を取得するものとされたとき
- ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

①の遺産分割には、遺産分割の協議のみならず、遺産分割の審判も含まれる。ただし、遺産分割の審判によって配偶者居住権を取得させるためには一定の制限があり（新法1029条）、これについては、(2)において後述する。

②の遺贈の規定は、死因贈与に準用される。民法554条は、死因贈与についてはその性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用するとしているからである。したがって、死因贈与契約によっても、配偶者居住権を取得させることができる。

なお、被相続人が相続開始時に、配偶者以外の者と居住建物を共有していた場合は、配偶者居住権は発生しない（新法1028条1項但書）。そのような場合にまで配偶者居住権の発生を認めてしまうと、他の共有者の権利が害されるからである。

被相続人が、配偶者と居住建物を共有していた場合には、配偶者居住権を成立させることができる。

【考察①】 相続発生時に居住していなかったときはどうなる？

「相続発生時に居住しており」という要件に関して、例えば、相続発生時に配偶者が入院をしており、居住建物内で生活をしていなかった場合はどうなるのか、といった論点が考えられる。

「居住していた」か否かは、居住建物が配偶者の生活の本拠であったといえるかどうかによる。この点、入院により相続開始の時点において居住建物にいなかったとしても、退院後にその居住建物に戻ることが予定されており、なおかつ配偶者の家財道具が居住建物内に残されているなど、未だ生活の本拠として認められるような場合には、配偶者は依然としてその居住建物に「居住していた」ということができ、配偶者居住権が認められるものと考えられる。

【考察②】 特定財産承継遺言では、配偶者居住権は設定できない？

配偶者居住権の要件につき定める新法1028条1項2号には、「配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき」としており、あくまでも「遺贈の」場合に限定されている。

したがって、被相続人が遺言によって配偶者に配偶者居住権を取得させるためには、遺贈であることを要し、特定財産承継遺言（1014条2項、いわゆる相続させる旨の遺言、遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人または数人に承継させる旨の遺言をいう。）によることはできない。

その理由としては、配偶者が配偶者居住権を相続することを仮に望まない場合に、特定財産承継遺言によって配偶者に配偶者居住権を相続させることが認められてしまうと、配偶者は相続放棄をする以外に、配偶者居住権を相続しないための選択肢がなく、そうすると配偶者居住権のみならずその他の財産も一切相続しないという形になってしまい、配偶者の利益を害するおそれがあるからである。

※ 仮に、遺言者があえて配偶者居住権を目的とした特定財産承継遺言をした場合には、その部分は形式上無効ということになるが、通常、遺言者があえて無効な形式で遺言を残すということは遺言者の意思解釈として合理的ではない。判例は、遺言の解釈にあたっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言書全体や遺言者の置かれていた状況を考慮して、遺言者の真意を探究すべきとしており（最判昭和58年3月18日）、例えば特定財産承継遺言の中で、「配偶者に対し配偶者居住権を相続させる」という記載があった場合、この部分につき遺言者の合理的な意思解釈として、例外的に「遺贈」として取り扱われる余地もあるとはいえる。しかし条文上、原則は無効であるから、遺言によって配偶者居住権を取得させるためには、「遺贈」とするよう注意する必要がある。

また、第2章においても述べるが、特別受益の持戻し免除の意思表示の推定規定（民法903条4項）は、配偶者居住権の遺贈にも準用される（新法1028条3項）。

903条4項は、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他方の配偶者に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、特別受益の持戻し免除の意思表示をしたものと推定するものであるが、同様の場合に、被相続人

が配偶者居住権を遺贈したときも、持戻し免除の意思表示が推定されることとなる。

(2) 家庭裁判所の審判による配偶者居住権の取得

家庭裁判所は、遺産分割の審判の申立てがあった場合においては、次に掲げる場合に限り、その審判において配偶者居住権を取得する旨を定めることができる（新法1029条）。

- ① 相続人間において、配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき
- ② 配偶者が家庭裁判所に対し、配偶者居住権の取得を希望する旨の申し出をした場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお、配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき

上記①、②のような制限が設けられた理由としては、居住建物の所有者が、配偶者居住権の設定に反対しているような場合において、遺産分割の審判によって配偶者が配偶者居住権を取得するものとしてしまうと、遺産分割に関する紛争が解決した後も、その後の生活の中で配偶者と居住建物の所有者との間で紛争が生ずる可能性が高いため、そのようなおそれのない場合か、そのようなおそれがある場合には、それに優先する特別の事情がある場合に限って認めるべきであるからである。

(3) 配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間まで（新法1030条本文）とされているが、例外的に遺産分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあった場合、又は家庭裁判所により遺産分割の審判において別段の定めがなされた場合には、その定めるところによるとされる（新法1030条但書）。つまり、すべての場合に終

身の間の権利が保障されているわけではない点に注意が必要である。

2 配偶者居住権の効力

(1) 妨害停止請求

配偶者居住権が登記された場合（配偶者居住権の登記については、後掲4参照）には、居住建物に関して配偶者が占有を妨害されているとき、妨害停止請求をすることができる。居住建物について、第三者に占有されている場合には、返還請求をすることもできるとされている（新法1032条2項・605条の4）。

(2) 用法遵守義務・善管注意義務

配偶者は居住建物に関して、従前の用法に従って、善良な管理者の注意をもって、使用及び収益をする義務を負う（新法1032条1項本文）。従前に、居住の用に供していなかった部分がある場合、従前の用法に従えば当該部分を居住の用に供することができないこととなるが、配偶者の居住権を保護する制度趣旨からして不合理であるため、そのような場合のみ例外的に新たに居住の用に供することは妨げられないとされた（新法1032条1項但書）。

(3) 譲渡禁止

配偶者居住権は譲渡することができない（新法1032条2項）。

(4) 建物の増改築・第三者による使用収益

配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の増改築、又は第三者に居住建物の使用収益をさせることができない（新法1032条3項）。

逆にいえば、所有者の承諾を得ることにより、配偶者は、居住建物を第三者に転貸することが可能であり、賃料を受け取ることもで

きる。配偶者が介護施設に入居するなどの理由で、居住建物に居住しなくなった場合でも、配偶者居住権を活用することができるということになる。

(5) 建物の修繕

配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる（新法1033条1項）。

居住建物に修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる（新法1033条2項）。

居住建物が修繕を要するとき（新法1033条1項により配偶者が自ら修繕をする場合を除く）、または居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない（新法1033条3項）。

(6) 費用負担

配偶者は、居住建物の通常必要費を負担する（新法1034条1項）。

民法583条2項（買戻しの実行）の規定は、この通常必要費以外の費用について準用する（新法1034②）。

つまり、固定資産税・都市計画税といった通常必要費は配偶者が負担することになり、これ以外の支出については、配偶者は建物所有者に対して、非常時の修繕費や有益費はこの価格が現存する場合のみ、建物所有者の選択に従って、支出又は増加額を請求することができる。ただし、有益費については、建物所有者の請求によって裁判所が、その請求について相当の期限を付与することができる（196条）。

3 配偶者居住権の消滅

配偶者居住権の消滅に関しては、賃借権や使用貸借の規定が準用されている。

(1) 消滅の原因

① 用法遵守義務・善管注意義務違反

配偶者は、前述の用法遵守義務・善管注意義務について違反があった場合において、相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、建物の所有者は配偶者に対して意思表示をすることによって配偶者居住権を消滅させることができる（新法1032条4項）。

② 期間の満了

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間まで（新法1030条本文）とされているが、例外的に遺産分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあった場合、又は家庭裁判所により遺産分割の審判において別段の定めがなされた場合には、その定めるところによるとされる（新法1030条但書）。

つまり、すべての場合に終身の間の権利が保障されているわけではない点に注意が必要である。

配偶者居住権の期間が満了した場合、もしくは配偶者居住権を認められた配偶者が死亡した場合には、配偶者居住権は消滅する（新法1036条、597条）。

(2) 配偶者居住権消滅の効果

① 居住建物の返還

配偶者は、配偶者居住権が消滅した場合には居住建物を返還しなければならない。

ただし、居住建物について配偶者が共有持分を有する場合に